

静岡県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃棄等の手続について必要な事項を定めることにより、防災・環境保全・景観等に配慮がなされ、地域との調和が図られた太陽光発電事業が適切に実施されることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する施設及びその附属施設（その全部を建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置するものを除く。）で合計出力が10キロワット以上のもの（増設により合計出力が10キロワット以上となるものを含む。）をいう。
- （2）太陽光発電施設の設置 太陽光発電施設の新設及び増設（これらの行為のための木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。）をいう。
- （3）太陽光発電事業 太陽光発電施設の設置により、電気を得る事業（当該太陽光発電により発電した電気の全てを自ら使用するものを含む。）をいう。
- （4）事業者 太陽光発電事業を行う者（個人であるものを含む。）をいう。
- （5）大規模太陽光発電事業者 事業者のうち、太陽光発電施設1箇所当たりの合計出力が1,000キロワット以上の太陽光発電事業を行うものをいう。
- （6）事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域（太陽光発電施設をため池その他の水上に設置する場合にあっては、当該水上の区域を含む。）をいう。
- （7）設置規制区域 次に掲げる区域をいう。
 - ア 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項に規定する地域森林計画に定める民有林の区域及び同法第25条第1項の規定により指定された保安林
 - イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域
 - ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
 - エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域

- オ 砂防法第2条（明治30年法律第29号）の規定により指定された砂防指定地
- カ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき指定された鳥獣保護区のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域を除く区域（同法第29条第1項の規定に基づき指定された特別保護地区を除く。）
- キ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項の規定により指定された特別地域及び同法第21条第1項の規定により指定された特別保護地区
- ク 静岡県立自然公園条例（昭和36年静岡県条例第53号）第19条第1項の規定により指定された特別地域
- ケ 南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画に定める核心地域及び緩衝地域
- コ 静岡市風致地区条例（平成16年条例第96条）第5条第1項の規定により定めた風致地区
- サ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号の規定により定めた農用地区域
- シ 景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第1号の規定に基づく静岡市景観計画に定める重点地区
- ス 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝及び天然記念物のうち名勝三保松原並びに名勝日本平の指定範囲
- セ 富士山包括的保存管理計画に定める富士山世界文化遺産構成資産三保松原範囲の構成資産及び緩衝地帯
- ソ 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和6年法律第18号）第9条第3項の規定により主務大臣が認定した増進活動実施計画に掲げる地域生物多様性増進活動の区域
- タ 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和6年法律第18号）第11条第8項の規定により主務大臣が認定した連携増進活動実施計画に掲げる連携地域生物多様性増進活動の区域
- チ 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律施行までに環境大臣が認定した自然共生サイトで認定期間内にあるもの

(8) 維持管理等 太陽光発電事業に付随して行われる維持管理及び保守点検をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、必要な措置を適切かつ円滑に講ずるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、太陽光発電事業を円滑かつ確実にを行うために関係法令の規定を遵守するとともに、災害の発生を防止し又は良好な自然環境、生活環境若しくは景観の保全のために規則で定める必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、太陽光発電施設の設置に当たり、計画作成の初期段階から地域住民に十分な情報提供及び説明を行わなければならない。また、太陽光発電事業の実施について理解を求め、地域住民と良好な関係を築かなければならない。

3 事業者は、次に掲げる費用を確保しなければならない。

(1) 太陽光発電施設の維持管理等に要する費用

(2) 太陽光発電施設の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理をするために必要な費用（以下「廃棄等費用」という。）その他の太陽光発電施設の廃止に要する費用
(土地所有者等の責務)

第5条 土地の所有者及び占有者は、災害の発生を助長し又は良好な自然環境、生活環境若しくは景観を損なうおそれのある事業者に対して、当該土地を使用させることのないように努めなければならない。

(地域住民等への説明等)

第6条 次条の許可を申請しようとする者又は第12条の規定による届出をしようとする者（以下「設置許可申請者等」という。）は、あらかじめ、次に掲げる者（以下「地域住民等」という。）に対し、太陽光発電事業の計画（以下「事業計画」という。）の内容を説明しなければならない。この場合において、設置許可申請者等は、地域住民等の理解を得よう努めなければならない。

(1) 当該申請等に係る事業区域又は事業区域に隣接する土地の全部又は一部をその区域に含む地縁による団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。）の区域に居住する者及び太陽光発電事業の実施により自然環境、生活環境又は景観その他の地域環境に著しい影響を受けるおそれがある地域に居住する者

(2) 当該申請等に係る事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権（建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。）をいう。）を有する者

(3) 前号の土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者

2 事業者及び設置許可申請者等は、地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 第2項の規定は、事業計画を変更する場合に準用する。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りではない。

(設置規制区域内への設置)

第7条 太陽光発電施設の全部又は一部が設置規制区域内にある太陽光発電施設の設置をしようとする者は、当該太陽光発電施設の設置の工事に着手する前に、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(設置規制区域内における設置許可)

第8条 市長は、前条の許可（以下「設置許可」という。）の申請があった場合は、当該申請に係る太陽光発電施設が規則で定める基準等に適合していると認められるときに限り、これを許可するものとする。

- 2 市長は、設置許可をする場合においては、この条例の施行に必要な限度において、条件を付することができる。

- 3 前条の規定は、設置規制区域の変更により事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にあることとなる前に太陽光発電施設の設置の工事に着手した場合については、適用しない。

- 4 設置許可は、設置規制区域の変更により事業区域の全部が設置規制区域外にあることとなったときは、その効力を失う。この場合における当該事業区域内にある太陽光発電施設については、第12条の規定による届出があったものとみなす。

(変更許可)

第9条 設置許可を受けた者は、当該設置許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可（以下「変更許可」という。）を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りではない。

- 2 設置許可を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- 3 前条第1項及び第2項の規定は、変更許可の場合について準用する。

(設置許可に係る工事の着手等の届出)

第10条 設置許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 太陽光発電施設の設置の工事に着手し、又は工事を完了したとき
- (2) 太陽光発電施設の設置の工事を中止し、又は工事を再開したとき

(設置許可の取消し)

第11条 市長は、設置許可又は変更許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該設置許可又は変更許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき。
- (2) 設置許可又は変更許可を受けた後、1年以上、正当な理由なく太陽光発電施設の設置の工事に着手しないとき。
- (3) 第8条第2項（第9条第3項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) 第29条の規定による命令に違反したとき。

（事業計画の届出）

第12条 太陽光発電施設の全部が設置規制区域外にある太陽光発電施設の設置をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、事業計画を市長に届け出なければならない。

（誓約書の提出）

第13条 設置許可を受けた者は当該設置許可を受けたときに、前条の規定により事業計画を届け出る者は当該事業計画を届け出るときに、あらかじめ、規則で定めるところにより、誓約書を市長に提出しなければならない。

（事業計画の変更）

第14条 第12条の規定により事業計画を届け出た者は、当該事業計画に記載した事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りではない。

（標識の掲示）

第15条 事業者は、太陽光発電事業を行っている期間中、事業区域内の公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

（維持管理等）

第16条 事業者は、太陽光発電事業を行うに当たっては、規則で定める基準に従い、適正な維持管理等をしなければならない。

- 2 事業者は、規則で定めるところにより、維持管理等をするための計画（以下「維持管理等計画」という。）を作成し、当該維持管理等計画に従い、維持管理等を行わなければならない。
- 3 事業者は、前項の規定により維持管理等計画を作成したときは、規則で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、維持管理等計画を変更した場合に準用する。

5 事業者は、事故又は土砂の流出若しくは崩壊その他の災害により、太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境の保全上の支障が生じたときは、速やかに復旧又は当該支障の除去のために必要な措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

(維持管理等に関する定期報告)

第17条 設置許可を受けた者は、当該太陽光発電施設の設置が完了した後は、毎年度、次に掲げる事項について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

- (1) 前年度の太陽光発電施設に係る維持管理等の状況
- (2) 太陽光発電施設を廃止した後の措置の方法
- (3) 第4条第3項各号に掲げる廃棄等費用の確保の状況
- (4) その他市長が必要と認める事項

(大規模太陽光発電事業者の保険又は共済への加入)

第18条 大規模太陽光発電事業者は、太陽光発電施設（1箇所当たりの合計出力が1,000キロワット以上のものに限る。）の設置の工事に着手する日から当該太陽光発電施設を廃止する日までの間、当該太陽光発電施設における太陽光発電事業の実施に起因して生じた他人の生命又は身体及び財産に係る損害を填補する保険又は共済（以下「損害賠償責任保険」という。）への加入をしなければならない。ただし、当該太陽光発電施設の設置に係る期間中の損害賠償責任保険への加入にあつては、当該太陽光発電施設の設置を請け負う者が損害賠償責任保険への加入をすることで足りるものとする。

2 大規模太陽光発電事業者は、災害等による太陽光発電事業（太陽光発電施設1箇所当たりの合計出力が1,000キロワット以上のものに限る。）の途中での修繕、撤去又は処分に備え、火災保険、地震保険その他必要な保険に加入しなければならない。

(地位の承継)

第19条 設置許可を受けた者が当該設置許可に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は設置許可を受けた者について相続、合併若しくは分割（当該設置許可に係る太陽光発電事業の全部を承継させるものに限る。以下同じ。）があつたときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により太陽光発電事業を継続すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、当該設置許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。

- 2 前項の規定により設置許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 第12条の規定により事業計画を届け出た者が当該届出に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は同条の規定により事業計画を届け出た者について相続、合併若しくは分割があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、当該事業計画を届け出た者のこの条例の規定による地位を承継する。
- 4 前項の規定により事業計画を届け出た者の地位を承継した者は、当該譲渡又は相続、合併若しくは分割があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 5 第1項の規定により設置許可を受けた者の地位を承継した者及び前項の規定により届け出た者は、遅滞なく、維持管理等計画を作成するとともに第13条の誓約書を市長に提出し、当該維持管理等計画に従い維持管理等を行わなければならない。
- 6 第16条第3項の規定は、前項の規定により維持管理等計画を作成した場合に準用する。
- 7 前条の規定は、第1項又は第3項の規定により大規模太陽光発電事業者の地位を承継した場合に準用する。

(廃止の届出)

第20条 事業者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 太陽光発電事業が廃止されたときは、当該太陽光発電事業に係る設置許可及び変更許可は、その効力を失う。
- 3 第1項の規定による届出をした者は、太陽光発電事業を廃止した後において行う措置が完了したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(太陽光発電施設の撤去及び処分)

第21条 事業者は、太陽光発電事業を廃止するときは、廃棄物とならないよう排出抑制（リデュース）し、循環資源を再使用（リユース）することを優先する。それらができない場合は、再資源化（リサイクル）の実施に努め、関係法令に基づき適切に当該太陽光発電施設を処分しなければならない。

(保証金の預入及び管理)

第22条 設置許可の申請をしようとする者（以下「設置許可申請者」という。）は、適切に廃棄等費用を確保していることを保証するため、あらかじめ当該事業に係る廃棄等費用に係る現金（以下「保証金」という。）を金融機関に預入しなければならない。

2 前項の規定による保証金の額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額とする。

(1) 設置許可申請者が設置しようとする太陽光発電施設の発電出力に、発電出力1キロワット当たりの資本費（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第3条第2項の規定により経済産業大臣が定める調達価格（設置許可申請者が実施しようとする太陽光発電事業に適用されることとなる年度のものを用いる。以下同じ。）の算定に用いたものを用いる。）の100分の5に相当する額を乗じて得た額。ただし、令和2年度以後の調達価格の適用を受けることとなる太陽光発電事業を実施しようとする場合にあっては、設置許可申請者が設置しようとする太陽光発電施設の発電出力に1キロワット当たり1万円を乗じて得た額とする。

(2) 当該太陽光発電事業に係る廃棄等費用の見積額

3 第1項の規定により保証金を預入した者は、設置許可を受けるまでに、当該保証金に係る預金債権について市を質権者とする質権を設定するため、市と質権設定契約を締結するとともに、当該質権の設定につき、市に対抗要件を備えさせなければならない。

4 第19条第1項の規定に基づき事業者の地位を承継した者に係る前項の規定の適用については、同項中「第1項の規定により保証金を預入した者は、設置許可を受けるまでに」とあるのは、「第19条第1項の規定により事業者の地位を承継した際に、太陽光発電施設の設置に着手していない場合にあっては太陽光発電施設の設置に着手するまでに、太陽光発電施設の設置に着手している場合にあっては第19条第2項の規定に基づく市長への届出を行った後速やかに」と読み替えるものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、既に設置規制区域内において太陽光発電事業を実施している事業者が新たに事業計画の変更（第9条第1項ただし書及び第14条ただし書に規定する軽微な変更を含む。）をすることにより預入をすべき保証金の額が増加する場合の当該増加する額の預入について準用する。

（保証金の預入に係る公表）

第23条 市長は、前条の規定に基づき設置許可申請者が保証金の預入をしたときは、当該預入をした旨及び当該保証金の額を公表するものとする。

（保証金の使途）

第24条 保証金は、設置許可を受けた者が第29条に基づく命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しなかったことにより、災害の発生を防止し又は良好な自然環境、生活環境若しくは景観の保全に著しい支障が生じると認める場合は、当該保証金を市が行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条又は同法第3条第3項の規定により、災害の発生を防止し又は良好な自然環境、生活環境若しくは景観の保全のために講ずる措置に要する費用のうち廃棄等費用に該当するものに充てることができる。

2 市長は、前項の措置を講じた場合において、保証金の額が当該措置に要した費用の額より少ないときは、その差額を設置許可を受けた者に負担させることができる。

3 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法の規定の例によるものとする。

（質権設定契約の解除等）

第25条 市は、次に掲げる場合には、第22条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

（1）設置許可又は変更許可の申請に対して許可をしない決定をし、それを通知したとき。

（2）第11条の規定に基づき、太陽光発電事業の実施に係る許可を取り消したとき。ただし、太陽光発電事業を実施していない場合に限る。

（3）第19条第1項の規定による地位の承継があった場合において、同項の規定により地位を承継した者と新たに第22条第4項の規定により読み替えて適用する同条第3項の規定に基づく質権設定契約を締結したとき。

（4）太陽光発電施設の廃止に関する事業を完了したとき。

2 設置許可を受けた者は、太陽光発電施設の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理のために保証金を使用するとき、第9条第1項又は第14条の規定に基づく事業計画の変更により預入をすべき保証金の額が減少するときその他相当の理由があるときは、第22条第1項の規定により預入した保証金の減額を市に申し入れることができる。

3 前項の規定による申入れがあった場合において、市は、保証金を減額したとしても適切に廃棄等費用が確保されていると認めるとき（保証金の全額を減額する場合にあっては、太陽光発電施設の廃止に関する事業が完了したと認めるとき、又は完了する見込みであると認めるとき）は、保証金の減額をすることができる。

4 市は、前項の規定により保証金の減額をする場合は、第22条第3項の規定により締結した質権設定契約に係る手続その他の当該保証金の減額に伴い必要となる手続を行うものとし、設置許可を受けた者はこれに協力するものとする。

(指導及び助言)

第26条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者及び設置許可申請者等に対し、指導及び助言を行うことができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、太陽光発電施設の設置の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、事業区域その他関係のある場所に立ち入り、太陽光発電施設その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により、職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第28条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置又は原状回復をするよう勧告することができる。

(1) 設置許可を受けず、又は偽りその他不正な手段により設置許可を受け、設置規制区域内において太陽光発電施設の設置の工事に着手したとき。

(2) 設置許可を受けた者が、変更許可を受けず、又は偽りその他不正な手段により変更許可を受け、当該設置許可を受けた内容を変更したとき。

(3) 第12条の規定による事業計画の届出をせず、又は虚偽の届出により設置規制区域外において太陽光発電施設の設置の工事に着手したとき。

(4) 第12条の規定により事業計画の届出をした者が、事業計画の変更届出をせず、又は虚偽の変更届出により当該事業の内容を変更したとき。

2 市長は、事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 正当な理由なく第26条の規定による指導に従わなかったとき。

(2) 前条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(措置命令)

第29条 市長は、事業区域における災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該事業者に対し、土砂の流出その他の災害の発生を防止するために必要な措置を講ず

べきことを命ずることができる。

- 2 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その者に対し、同条第1項に規定する太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置若しくは原状回復をすること又は同条第2項に規定する必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(公表)

第30条 市長は、第11条の規定により設置許可を取り消し、又は前条の規定により第28条第1項に規定する太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置若しくは原状回復をすること若しくは同条第2項に規定する必要な措置を講ずることを命じたときは、その旨並びに当該設置許可を取り消された者又は当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定による公表をしたときは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた太陽光発電施設については、経済産業大臣にその旨を通知し、及び同法第15条の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定の取消しを求めるものとする。

(他自治体の条例との関係)

第31条 事業者がその設置する太陽光発電施設を本市と他の自治体にまたがる区域に設置する場合、その適正な設置、維持管理、廃棄等に関し、当該他の自治体において適用される関係法令のほか、この条例の規定に基づき、適正に手続をしなければならない。

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第33条 第29条の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 設置許可又は変更許可を受けないで太陽光発電施設を設置した者
- (2) 偽りその他不正な手段により設置許可又は変更許可を受けた者
- (3) 第8条第2項（第9条第3項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反した者

第35条 第27条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第36条 第12条又は第14条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第37条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して第34条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条例の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該各号の定める日から施行する。

(1) 附則第15項の規定 公布の日

(2) 附則第3項、附則第7項、附則第8項及び附則第10項の規定 公布の日から 月を超えない範囲において規則で定める日

(経過措置)

2 第7条から第19条まで(第16条第1項を除く。)及び第22条から第25条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に設置の工事に着手した太陽光発電施設(以下「既存施設」という。)については、適用しない。

(既存施設の届出)

3 既存施設を管理する事業者(以下「既存事業者」という。)は、その全部又は一部が設置規制区域内にある既存施設について、施行日までに、規則で定めるところにより、既存施設に係る太陽光発電事業の概要を市長に届け出るとともに、第13条の誓約書を市長に提出しなければならない。

4 既存事業者は、その全部が設置規制区域外にある既存施設について発電出力その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。ただし、施行日前に当該変更に係る工事に着手した場合にあっては、この限りでない。

(既存施設の変更許可)

5 既存事業者は、その全部又は一部が設置規制区域内にある既存施設について発電出力その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければ

ならない。ただし、施行日前に当該変更に係る工事に着手した場合にあっては、この限りでない。

- 6 第6条から第11条まで、第20条第2項、第28条第1項、第29条及び第30条の規定は前項の許可について、第16条、第19条、第29条及び第30条の規定は前項の許可を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、第9条第3項、第11条第1号及び第2号、第20条第2項並びに第28条第1項第2号中「変更許可」とあるのは、「附則第6項において準用する第9条第1項の許可」を読み替えるものとする。

(既存施設の標識の掲示)

- 7 事業者は、施行日までに、既存施設の事業区域内の公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

(既存施設の維持管理等)

- 8 既存施設の全部又は一部が設置規制区域内にある事業者は、施行日までに、規則で定めるところにより、当該既存施設に係る維持管理等計画を作成し、公表するとともに、市長に届け出なければならない。

- 9 既存施設の全部又は一部が設置規制区域内にある事業者は、市長に届け出た維持管理等計画に係る既存施設について、地域住民等に対し、事業計画の内容の説明に努めるとともに、当該地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 10 既存施設の全部が設置規制区域外にある事業者は、施行日までに、規則で定めるところにより、当該既存施設に係る維持管理等計画を作成し、公表するよう努めなければならない。

- 11 前項の規定は、既存施設の全部が設置規制区域外にある事業者が、維持管理等計画を変更する場合に準用する。この場合において、同項中「施行日までに、規則で定めるところにより、当該既存施設に係る維持管理等計画を作成し」とあるのは、「当該既存施設に係る維持管理等計画を変更したときは」と読み替えるものとする。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(既存施設の維持管理等に関する定期報告)

- 12 既存施設の全部又は一部が設置規制区域内にある事業者は、当該太陽光発電施設の設置が完了した後は、毎年度、次に掲げる事項について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

- (1) 前年度の太陽光発電施設に係る維持管理等の状況
- (2) 太陽光発電施設を廃止した後の措置の方法
- (3) 第4条第3項各号に掲げる費用の確保の状況

(4) その他市長が必要と認める事項

(既存大規模太陽光発電事業者の損害賠償責任保険等への加入)

- 13 既存事業者であって太陽光発電施設 1 箇所当たりの合計出力が1,000キロワット以上の既存施設を管理するものは、施行日から当該太陽光発電施設を廃止する日までの間、損害賠償責任保険、火災保険、地震保険その他必要な保険への加入に努めなければならない。

(既存事業者の地位の承継)

- 14 既存事業者が太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は既存事業者について相続、合併若しくは分割があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、当該譲渡又は相続、合併若しくは分割があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(準備行為)

- 15 設置許可の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(検討)

- 16 市長は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。